

税理士法人UAP 後 宏治
税理士・公認会計士

【誤】 以下の別表の間違いをチェックしてみよう!

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	24・4・1 25・3・31	法人名	(株) 甲
------	-------------------	-----	-------

別表十四(二)

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合																														
一般寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	200,000	長期給付事業への繰入利子額				25																										
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	180,000	【設例】																														
	その他の寄附金額	3	180,000	1 当期に費用計上した寄附金は下記のとおり。																														
	計 (1)+(2)+(3)	4	560,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>寄附先</th> <th>使途</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24. 4. 20</td> <td>A政党</td> <td>政治資金</td> <td>120,000円</td> <td>前期末仮払計上</td> </tr> <tr> <td>H24. 5. 20</td> <td>町内会</td> <td>集会場整備資金</td> <td>60,000円</td> <td>当期支出</td> </tr> <tr> <td>H24. 8. 31</td> <td>都立B高校</td> <td>校舎増築資金</td> <td>200,000円</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>H25. 3. 3</td> <td>公益社団法人C</td> <td>通常運営資金</td> <td>180,000円</td> <td>//</td> </tr> </tbody> </table>				年月日	寄附先	使途	金額	備考	H24. 4. 20	A政党	政治資金	120,000円	前期末仮払計上	H24. 5. 20	町内会	集会場整備資金	60,000円	当期支出	H24. 8. 31	都立B高校	校舎増築資金	200,000円	//	H25. 3. 3	公益社団法人C	通常運営資金	180,000円	//		
	年月日	寄附先	使途	金額	備考																													
	H24. 4. 20	A政党	政治資金	120,000円	前期末仮払計上																													
	H24. 5. 20	町内会	集会場整備資金	60,000円	当期支出																													
	H24. 8. 31	都立B高校	校舎増築資金	200,000円	//																													
	H25. 3. 3	公益社団法人C	通常運営資金	180,000円	//																													
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (計 (4)+(5))	5	560,000	2 当期に支出したが費用計上していない寄附金は下記のとおり。																														
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7	△2,000,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>寄附先</th> <th>使途</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24. 4. 5</td> <td>宗教法人D</td> <td>本殿建築資金</td> <td>100,000円</td> <td>前期末未払計上</td> </tr> <tr> <td>H25. 3. 20</td> <td>商工会議所</td> <td>経費補充金</td> <td>50,000円</td> <td>当期末仮払計上</td> </tr> </tbody> </table>				年月日	寄附先	使途	金額	備考	H24. 4. 5	宗教法人D	本殿建築資金	100,000円	前期末未払計上	H25. 3. 20	商工会議所	経費補充金	50,000円	当期末仮払計上												
	年月日	寄附先	使途	金額	備考																													
	H24. 4. 5	宗教法人D	本殿建築資金	100,000円	前期末未払計上																													
	H25. 3. 20	商工会議所	経費補充金	50,000円	当期末仮払計上																													
寄附金支出前所得金額 (マイナスの場合は0)	8	△1,440,000	3 その他																															
同上の 2.5 又は 1/1,000 相当額	9	△36,000	所得金額仮計 △2,000,000円																															
期末の資本金等の額 (別表五「(一)36の④」) (マイナスの場合は0)	10	50,000,000	資本金等の額 50,000,000円																															
同上の月数換算額 (10) × 12/12	11	50,000,000	の																															
同上の 2.5 又は 1/1,000 相当額	12	125,000	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)				32																											
一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × 1/100	13	22,250	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額				33																											
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額 (8) × 5/100	14	△90,000	損金算入限度額 (31)、(31)と(25)のうち少ない金額及び(31)と(33)のうち少ない金額				34																											
期末の資本金等の額の月数換算額の 2.5 又は 3.75/1,000 相当額 (11) × 3.75/1,000	15	187,500	指定寄附金等の金額 (41の計)				35																											
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15) × 1/2	16	48,750	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(33)				36																											
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (17) 又は (14) 又は (16) のうち少ない金額	17	48,750	同上のうち損金の額に算入されない金額 (27)-(30)-(33)				37																											
指定寄附金等の金額 (1)	18	200,000	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (38)				38																											
国外関連者に対する寄附金額	19		損金不算入額				39																											
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(9)	20	560,000	計 (38)+(39)				40																											
同上のうち損金の額に算入されない金額 (20)-(9)又は(23)-(17)-(18)	21	289,000	指定寄附金等に関する明細																															
国外関連者に対する寄附金額 (19)	22		寄附した日																															
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23		寄附先																															
計 (21)+(22)+(23)	24	289,000	告示番号																															
				寄附金の使途																														
				寄附金額																														
				計				200,000																										
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細																																		
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額																														
H25. 3. 3	公益社団法人C	東京都千代田区	通常運営資金	180,000																														
				計				180,000																										
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細																																		
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額																														

[正] 解説は次頁以降で！

別表十四(二)

寄附金の損金算入に関する明細書				事業年度	24・4・1 25・3・31	法人名	(株) 甲	
Check ③ 公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合				
一般寄附金の 支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	200,000	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	長期給付事業への繰入利子額	25		
	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2	180,000		同上以外のみなし寄附金額	26		
	その他の寄附金額	3	210,000		その他の寄附金額	27		
	計 (1)+(2)+(3)	4	590,000		計 (25)+(26)+(27)	28		
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5			所得金額仮計 (別表四「26の①」)	29		
	計 (4)+(5)	6	590,000		寄附金支出前所得金額 (4)+(5) (マイナスの場合は0)	30		
Check ④ 所得金額仮計 (別表四「26の①」)	7	△2,030,000		同上の 20又は50 相当額 (50: 相当額が年200万円に満たない場合(当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。))は、年200万円	31			
Check ⑤ 寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	0		公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32			
同上の 2.5又は1.25 相当額	9	0		長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (32)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33			
Check ⑥ 期末の資本金等の額 (別表五(一)「34の④」) (マイナスの場合は0)	10	50,000,000		損金算入限度額 (31)、(32)のうち少額又は(32)と(33)のうち少額	34			
Check ⑦ 同上の月数換算額 (10) × $\frac{12}{12}$	11	50,000,000		指定寄附金等の金額 (41の計)	35			
同上の 2.5 相当額	12	125,000		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(35)	36			
Check ⑧ 一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × $\frac{1}{100}$	13	31,250		損金不算入額	37			
寄附金支出前所得金額の $\frac{5}{100}$ 又は $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{5}{100}$ 又は $\frac{6.25}{100}$	14	0		同上のうち損金の額に算入されない金額 (21)-(22)又は(23)-(24)	38			
期末の資本金等の額の月数換算額の 2.5又は3.75 相当額 (11) × $\frac{2.75}{1,000}$	15	187,500		国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (29)	39			
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15)) × $\frac{1}{2}$	16	93,750		計 (37)+(38)	40			
Check ⑧ 等に対する寄附金の損金算入額 ((9)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17	93,750		指定寄附金等に関する明細				
指定寄附金等の金額 (1)	18	200,000		寄附した日	寄附先	先告示番号	寄附金の使途	寄附金額
国外関連者に対する寄附金額 (4)-(9)	19			H24. 8. 31	都立B高校		校舎増築資金	200,000
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(9)	20	590,000						
同上のうち損金の額に算入されない金額 (21)-(22)又は(23)-(24)	21	265,000						200,000
国外関連者に対する寄附金額 (9)	22							
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23							
計 (21)+(22)+(23)	24	265,000						
Check ① 指定寄附金等に関する明細								
Check ② 特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細								
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額				
H25. 3. 3	公益社団法人C	東京都千代田区	通常運営資金	180,000				円
計				180,000				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細								
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額				円

はじめに

法人税法上、寄附金は、その支出先に応じて、①指定寄附金等、②特定公益増進法人等に対する寄附金、③一般の寄附金、④完全支配関係法人に対する寄附金、⑤国外関連者に対する寄附金に区分され、各々、損金算入金額とその要件が異なる。別表十四(二)を作成するにあたっては、実際の寄附金がどの区分に該当するのかを適切に判断し、かつ、法人の経理処理を確認して、寄附金の認識基準である現金主義との差異調整を失念しないことがポイントとなる。

Check①

指定寄附金等に関する明細「41」

(1) 指定寄附金等の証明書はあるか

別表十四(二)の記載があれば、指定寄附金等は全額損金に算入され(法法37③⑨)、証明書の添付は必要とされていない。ただし、後日の税務調査のため、証拠として国等から交付を受けて保存しておくことが望ましい。

(2) 国等に対する寄附金について採納証明書等はあるか

国等に対する寄附金とは、国又は地方公共団体において採納されるものをいうので、採納証明書によりその事実を確かめる。なお、国公立学校の後援会等に対する寄附金であっても、最終的に目的物が国等に帰属することが明らかなものは国等に対する寄附金に含まれる(法基通9-4-3)が、国等が採納した寄附金であっても最終的に国等に帰属しないものは含まれない(法基通9-4-4)。

(3) 指定寄附金については告示番号と指定期間を確認したか

指定寄附金は、一定の要件を満たす公益法人等に対する寄附金のうち財務大臣が指定したものであるため、その指定の事実を告示番号で確認する。また、指定寄附金は、財務大臣の告示に係る指定期間内に支出されたものに限られるので、その期間内に支出したものであることを確認する。

Check②

特定公益増進法人等に対する支出金の明細「42」

○ 一定の書類を保存しているか

特定公益増進法人等の特例が認められる要件は、①別表十四(二)への記載と②一定の書類の保存である(法法37⑨)。この一定の書類とは、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」のほか、寄附を受ける法人の別により、特定公益増進法人に該当する旨の証明書、認定特定公益信託に該当する旨の認定書等である。なお、認定特定非営利活動法人に対する寄附金については、「適用額明細書」の添付が必要なので留意する。

Check③

「支出した寄附金の額」の「1」～「6」各欄

(1) 「41」「42」欄の金額が適正に移記されているか

指定寄附金等の金額「1」欄には「41」欄が、特定公益増進法人等に対する寄附金額「2」欄には「42」欄の金額がそのまま移記されていることを確かめる。

(2) 役員が個人として負担すべきものは含まれていないか

役員の出身校というだけで寄附したような場合、本来役員個人が負担すべき寄附金を法人が支出したことになるため、個人に対する給与（賞与）となり（法基通9-4-2の2）、寄附金とはならないので確認する。

(3) 未払寄附金は除いているか、また、仮払寄附金は含めているか

寄附金の支出については、各事業年度の所得の金額の計算上、その支払がなされるまでの間は、その支出がなかったものとされており（法令78①）、支払とは、法人が現実に支払ったことをいうものとされている（法基通9-4-2の4）。したがって、法人税法上、寄附金の認識は、現実の金銭等の支出によりなされることになる。

よって、法人が未払金として計上した寄附金は、寄附金の支出そのものがないものとして取り扱われる。寄附金の支払のための手形の振出し（裏書譲渡を含む）も同様である（法基通9-4-2の4）。逆に、仮払金として経理した場合には、その寄附金は、その支払った事業年度において支出したものととして、寄附金の額に含まれる（法基通9-4-2の3）。

本設例では、宗教法人Dに対する本殿建築資金100,000円の支出は、前期に計上した未払金を取り崩して当期になされたものであるため、当期の寄附金に含める。また、A政党への寄附金120,000円は、前期に仮払金で支出したものであるため、当期の寄附金からは除く。商工会議所への経費補充金としての支出50,000円は、当期末に仮払

金として支出したものであるため、当期の寄附金に含める。以上の結果、当期の支出した一般寄附金の額は、 $60,000+100,000+50,000=210,000$ 円となる。

Check④

所得金額仮計「7」欄

- (1) 未払寄附金を所得金額に加算したか
- (2) 仮払寄附金を所得金額から控除したか

寄附金の損金算入限度額をする場合、所得基準額における所得の金額は、法人が支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入しないものとして計算するものとされている（法令73③）。これにより、所得金額仮計「7」欄の金額は、別表四「所得の金額の計算に関する明細書」の「仮計（26の①）」の金額を移記することとなる。したがって、別表十四（二）は、別表四の申告調整処理を適正に終わらせて、この仮計を算出するのに必要な記載を終えた後に記載する。前述のように、支出した寄附金に未払寄附金は含まれず、仮払寄附金は含まれることから、別表四において、未払、仮払に係る税務調整が必要となる。

未払寄附金については、別表四の加算（留保）欄で「未払寄附金否認」として所得金額に加算するとともに、別表五（一）に「未払寄附金」等の利益積立金として表示する。翌事業年度以降において寄附金を現実に支払い未払金を消したときの決算では、別表四の減算（留保）欄に「未払寄附金認容」として所得金額から控除すると共に、別表五（一）に記載した「未払寄附金」を消去する。

仮払寄附金については別表四の減算（留

保)欄で「仮払寄附金認定損」として所得金額から減算するとともに、別表五(一)に「仮払寄附金」等のマイナスの利益積立金として表示する。翌事業年度以降の決算において仮払金を寄附金に振り替えて経費として計上したときは、申告書別表四の加算(留保)欄に「寄附金否認」として所得金額を加算すると共に、別表五(一)に記載した「仮払寄附金」を消去する。

本設例では、当期の所得△2,000,000円に、前期末仮払金の当期費用計上分120,000円(A政党)を否認して加算し、前期末に費用処理によりに未払計上し当期に支出した100,000円(宗教法人D)を当期の費用として減算認容し、当期末の仮払寄附金50,000円(商工会議所)の認定損を減算する。これにより、「7」欄の所得金額仮計は△2,030,000円となる。

Check⑤

寄附金支出前所得金額「8」欄

○ マイナスとなる場合には0と記載しているか

寄附金支出前所得金額がマイナスのときは「8」欄をゼロとして記載することになっているため、「9」欄の所得基準額もゼロとなる。すなわち、法人が赤字のときであっても、所得基準額をマイナスとして資本基準額と通算しないこととされている。

本設例では、「7」欄が△2,030,000円であるため、「8」欄にはゼロを記載することになる。

Check⑥

期末の資本金等の額「10」欄

- (1) 別表五(一)「36の④」から移記されているか
- (2) マイナスの場合は0と記載しているか

Check⑦

同上の月数換算額 $(10) \times \frac{1}{12}$ 「11」

- 分子の空欄は、当期の月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てて記載しているか(法令73⑤)

Check⑧

損金算入限度額「13」欄及び「16」欄

- 平成23年度12月改正を反映させて限度額を計算しているか

平成24年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税を計算するときの寄附金の損金算入限度額については改正がなされているので(本号11頁参照)、十分留意して正確な損金不算入額を計算する。

[Profile]

後 宏治(うしろ こうじ)

1989年早稲田大学卒業。1992年公認会計士登録。1995年税理士登録。2005年筑波大学大学院博士前期課程ビジネス科学研究科企業法学専攻修了。2006年税理士法人UAPを設立し、パートナー就任。主な著書に『守りから攻めへの相続対策実務Q&A』(ぎょうせい)、『中小企業のための会社分割の実務と手続一切』(日本実業出版社)などの他、執筆論文に第29回日税研究賞入選論文「相続税法における種類株式の評価」など多数がある。